この一般事業主行動計画は次世代育成支援対策推進法に基づき公表するものです。

## 一般財団法人自然公園財団一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和5年4月1日~令和7年3月31日までの2年間
- 2. 内容

目標1:産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産休・育休中の社会保険料免除など の制度の周知や情報提供及び相談窓口の活性化を図る。

#### 

- ●~令和6年3月 制度に関する理解をさらに深めるため継続して職員に周知
- ●~令和6年3月 相談窓口活用の働きかけ
- ●令和6年4月~ 上記結果を見て、対応策を再検討

目標2: 育児休業等を取得しやすい環境作りのため、体制の整備を行う。

#### <対策>

- ●~令和6年3月 職員宛調査による育児休業等のニーズ把握
- ●~令和6年3月 調査に基づく対応策を個別支部ごとに検討
- ●令和6年4月~ 上記と同様

目標3:所定外労働の削減等による、適正かつ多様な労働条件の確保ができる体制の 整備を図る。

#### <対策>

- ●~令和6年3月 報告調査等による実態把握
- ●~令和6年3月 有給休暇取得等の達成状況検証、対策等
- ●令和6年4月~ 上記を見て対応策を検討

この一般事業主行動計画は女性活躍推進法に基づき公表するものです。

# 一般財団法人自然公園財団一般事業主行動計画

働きたい女性が能力を十分に発揮し、女性の職業生活における活躍を推進するため、 次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和4年4月1日~令和7年3月31日までの3年間
- 2. 内容

目標:女性に対する昇進等の機会の積極的な提供及びその活用により、課長などの 管理職に女性職員を1名以上登用し、女性の一層の活躍推進を図る。

### <対策>

- ●令和4年4月~ 課長候補者に対する人材育成、多様な職務経験の付与
- ●令和5年4月~ 必要に応じ育成方針の見直し